視　点

〈特集解題〉
7人に1人の子どもが貧困状態という現状から脱却するためには

厚生労働省が行なった平成28年国民生活基礎調査の結果によると、「子どもの貧困率」は、前回調査よりもやや改善されたものの、13.9%であり、未だに約7人に1人の子どもが貧困の状態であるといえる。前回調査よりも貧困率が2.4ポイント改善したことは事実であるがOECD34ヵ国調査では、子どもの貧困率の平均は13.3%であり、日本は先進国の中で「貧困率」の高い国のひとつと言うことが出来る。一言で貧困と言っても、最低限の衣食住にも窮する「絶対的貧困」と、社会の中における相対的な貧困を示す「相対的貧困[注1)]」がある。上記の調査などで扱われているものは「相対的貧困」である。これは「格差」と言い換えるとイメージしやすいのかも知れない。また厚労省の上記調査によれば、一人親世帯の約50%、特に母子家庭の約80%が相対的貧困層と言う状況であり、このことは切実な問題であり看過することは出来ない。

このような実態をふまえ、今号の特集では「貧困の連鎖は断ち切れるのか」をテーマに①豊かとされる日本においてなぜ子どもの7人に1人が貧困なのか、②現在の対策は十分なのか、等の視点から、現在の日本社会が直面している貧困問題について考察を行なっている。

まず、鳫論文「子どもの貧困の現状～子どもを取り巻く環境は改善したのか～」では、平成28年国民生活基礎調査や、就学援助の実態を基に日本の子どもの貧困の現状について明らかにしている。就学援助を受けている子どもの割合が20年間で2倍の水準で増加しており、6人に1人と相対的貧困層の子どもの数よりも多いことは注目に値する。また子どもの貧困状況には地域格差が大きいことも明らかにされており、地域間格差の是正の必要性を指摘している。

次に大石論文「シングルペアレント世帯の貧困とその背景」では、貧困率が特に高くなるシングルペアレントに焦点をあて、貧困に陥る背景・親から子への貧困の連鎖を断ち切る施策のあり方について論じている。本稿では、日本のシングルペアレントは就職率が高いが収入が低く典型的なワーキングプアの状態に陥っている事実が指摘され、その原因についても論じられている。また、対策として現物給付の拡充などが、子どもへの直接的な効果だけではなく、親のストレスレベル低下による子どもへの好影響など間接的な効果もあることを提示している。

つづいて伊集論文「スウェーデンにみる貧困の連鎖を断ち切るための政府の役割」では、スウェーデンにおける子どもの貧困の状況とその対策について検討し、日本に対する提言を行なっている。この中で、スウェーデンの福祉政策においては「対象を特定した選別主義」ではなく「普遍主義サービスの供給」によって、子どもを含めた貧困の削減を達成してきたことが指摘されている。これによる機会平等の保障が、平等な所得分配との相関をもち、貧困の連鎖を断ち切るという意味で非常に重要であると論じている。

最後に小熊論文「「新しい経済政策パッケージ」における政府の貧困対策と連合の考え方」では、昨年12月8日に発表された「政府の新しい経済政策パッケージ」の中でとりあげられた貧困対策について、これまで連合が「働くことを軸とする安心社会」の実現をめざす中で提起してきた「底上げ、底支え」「格差の是正」のための政策等をふまえ、政策の評価ができる点・問題点、そして政府に対して求める対応について論じている。さらに、教育の無償化や昨今話題になっている奨学金などについて考察を行なうと共に、子どもの就学機会を保障し、将来の職業選択の幅を広げることのできる社会を実現していくことが、持続可能な国づくりにつながると提言している。

これら4本の論文をとおして、読者の方々に、あらためて現在の貧困対策の現状を認識していただくと共に、貧困の連鎖を断ち切るためにはどうすれば良いのか、考えていただくことを期待したい。

注 1）相対的貧困率は「等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入などから税金や社会保障費などを引いた所得）を世帯員数の平方根で割った数値）」が、中央値の半分未満しかない人の割合のこと。
2015 年の中央値は年間 245 万円であり、年間 122 万円未満の可処分所得しかない世帯員数の割合が相対的貧困率。